



RIETI Discussion Paper Series 13-J-013

最低賃金の決定過程と生活保護基準の検証

玉田 桂子
福岡大学

森 知晴
大阪大学 / 日本学術振興会



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所
<http://www.rieti.go.jp/jp/>

最低賃金の決定過程と生活保護基準の検証

玉田桂子（福岡大学経済学部）*

森知晴（大阪大学大学院経済学研究科、日本学術振興会）**

要 旨

本論文では、最低賃金制度の歴史の概観、最低賃金の目安額、引き上げ額の決定要因についての分析を行い、さらに生活扶助基準が消費実態をどの程度反映しているのかについての分析を行った。分析の結果、目安額は有効求人倍率の影響を受けていることが示された。目安額決定に際しての参考資料とされている『賃金改定状況調査』に示された賃金上昇率などは目安額に影響を与えていなかった。引き上げ額は、目安額におおむね従っていることが明らかになった。中央最低賃金審議会が示す目安額は参考資料であり、地方最低賃金審議会に対して強制力を持っていないが、目安額が大きな役割を果たしていることが分かった。また、消費支出額、賃金上昇率、通常の事業の支払い能力に関する変数は引き上げ額に影響を与えないが、失業率は引き上げ額に負の影響を与えることが示された。生活扶助基準については、消費者物価地域差指数が高くなると都道府県単位で再計算された生活扶助基準が高くなることが示された。消費支出や年収第1・五分位が影響を与えているという仮説は支持されなかった。

キーワード：最低賃金、目安額、生活保護制度、生活扶助基準

JEL classification: J31、I38、H53、D31

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、(独)経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

* 〒814-0180 福岡市城南区七隈 8-19-1

福岡大学経済学部

E-mail: ktamada@econ.fukuoka-u.ac.jp

** 〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町 1-7

大阪大学大学院経済学研究科

E-mail: kge014mt@mail2.econ.osaka-u.ac.jp

本稿は、玉田桂子・森知晴が2011年4月から開始した研究プロジェクトの成果の一部である。本稿の作成に当たっては、(独)経済産業研究所から助成を受けている。また、最低賃金改革ワークショップ参加者の方々から多くの有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。

1 はじめに

本論文では、日本の最低賃金制度を概観し、最低賃金の水準の決定要因を実証分析によって明らかにする。加えて、生活保護基準がどの程度消費実態や物価、所得分布を反映しているかについて分析を行う。2008年施行の改正最低賃金法により、最低賃金の水準でフルタイムで働いた場合の収入が生活保護基準を下回っている場合、最低賃金を引き上げることとされた。生活保護基準は近年据え置かれたままであるが、審議会方式による地域別最低賃金が導入された1971年以降最低賃金は引き下げられたことはない。生活保護基準が消費実態等を反映していなかった場合、生活保護基準に基づいて最低賃金の水準を決定するのは望ましくないかもしれない。

最低賃金法によると、最低賃金法の目的は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して国民経済の健全な発展に寄与することとなっているが、歴史的に見て最低賃金はこれら3点の根拠を満たすものなのであろうか。最低賃金の決定の経緯については、玉田[2009]、Tamada[2011]で分析されているが、本論文では歴史的な経緯にも触れつつ分析を行う。

最低賃金の決定要因については、アメリカやカナダでは議会での審議を経て最低賃金額が決定されるため、労働組合や政党が最低賃金の水準に与える影響などの研究が蓄積されている¹⁾。労働組合組織率がアメリカの最低賃金に与える影響について分析した研究として、Cox and Oaxaca[1982]が挙げられる。彼らは熟練労働者からなる労働組合員、非熟練労働者からなる非労働組合員、資本の3つに分けて理論モデルを構築し、熟練労働者である労働組合員が自らのインセンティブに基づいて行動すると、労働組合員は最低賃金の引き上げを主張することを示した。さらに、実証分析の結果、労働組合組織率が高くなると最低賃金の水準が高くなることが示された。同様に労働組合について分析したSobel[1999]は、労働組合が使用者団体と比較して強くなると、最低賃金の水準が高くなることを示している。カナダについて分析したBlais et al. [1989]、Dickson and Myatt[2002]では、州別最低賃金は労働組合組織率の影響を受けないことが示されている。

政治的要因が最低賃金に与える影響を分析した研究では、Besley and Case[1995]、Wallman and Pittman[2002]などが、アメリカでは最低賃金の設定が政治的な影響を受けていることを示唆している。カナダについては、Blais et al. [1989]、Dickson and Myatt[2002]は保守的な政府であると最低賃金が低くなる傾向があることを、Green and Harrison[2006]は革新的な政府であると最低賃金が高くなることを示している。

これらの研究が対象とした国では、最低賃金の決定過程において政治的なプロセスが存在するため、政党の影響を受ける可能性を検討できる。日本では最低賃金の引上げ額は国会での審議を経ずに主に審議会で決定されるため、明示的に政治的要因が直接最低賃金額の決定に影響を及ぼすとは考えにくい。しかし、最低賃金法の成立や改正に当たって政党

¹⁾ 政治的な要因が最低賃金に与える影響の研究のサーベイについては、Neumark and Wascher(2008)第8章参照。

が法案を提出していたり、政党が最低賃金の水準をマニフェストに掲げたりしていることから、政治的要因も最低賃金の水準に影響を与えている可能性がある。本論文では最低賃金の水準の引き上げ額に政治的要因が影響を与えているかを分析する。また、最低賃金審議会では比較的賃金の高い企業が属する労働組合関係者が労働者側委員となっているため、多くが未組織である低賃金労働者の利害というより、審議会の委員が属する労働組合の意向が審議会に反映されている可能性も否定できないため、労働組合組織率が最低賃金の引き上げ額に与える影響も分析する²⁾。

日本の生活保護水準について分析した研究は少ない。山田・四方・田中・駒村[2011]では、一般市民が合意できる最低生活費を探るために、質問方法によって最低生活費はどのように異なるのかを分析した。分析の結果、質問方法の違いによる最低生活費の幅は一定の範囲に収まっている事が示されている。駒村[2011]は生活扶助基準を『全国消費実態調査』から分析し、多人数世帯になるほど実際の消費実態との乖離が大きくなることが明らかになっている。その他では、厚生労働省の生活保護基準部会で『全国消費実態調査』を用いて年収第1・十分位の生活扶助基準相当支出と生活扶助基準の比較が行われているが、生活扶助基準が消費実態をどの程度反映するかについては、筆者の知る限り研究者による厳密な分析は行われていない³⁾。本論文では、都道府県別の生活扶助基準が消費実態をどの程度反映しているかについて分析を行う。

本論文の構成は以下の通りである。第2節で最低賃金制度の歴史を概観する。第3節で、地域別最低賃金の目安額の決定要因について分析する。第4節で各都道府県の最低賃金引き上げ額の決定要因について分析する。第5節では、生活扶助基準の決まり方の解説と生活扶助基準が消費実態を反映しているか否かについて分析を行う。第6節では分析結果を踏まえて政策インプリケーションについて触れる。最後に第7節で結論を述べる。

2 最低賃金制度の歴史⁴⁾

本節では、最低賃金制度の歴史を概観する。最低賃金法は、1959年4月15日に公布された。最低賃金の決定方式として、業者間協定に基づく最低賃金、業者間協定に基づく地域別最低賃金、労働協約に基づく地域的最低賃金、最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金の4方式が規定された⁵⁾。

最低賃金制は最低賃金法の公布後、順調に普及したが、決定方式のほとんどが業者間協定方式によるものであったため、業種別・地域別で普及状況にばらつきが認められる

²⁾ 最低賃金審議会令では、「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。」とある。

³⁾ 例外は後述する厚生労働省による検証(社会保障審議会生活保護基準部会[2013])である。

⁴⁾ 本節の大部分は小粥[1987]、小越[1987]、中村[2000]に依っている。

⁵⁾ 業者間協定とは、使用者間で結ぶ協定を指す。

点、最低賃金は低すぎるのではないかという点、最低賃金が低すぎることから最低賃金の改正を促進する必要があるのではないかという点が問題として挙げられた。これらの問題に対処するため、地域別及び業種別に具体的な目安が提示されるようになった。

目安の作成についての答申では、1966年頃には、適用労働者数も拡大され、中小企業労働者の賃金も相当程度改善されると考えられるので、最低賃金制の進め方については、総合的に検討する必要があることが指摘されていた。これを受けて、1968年に最低賃金法が一部改正された。改正の要点は、業者間協定に基づく最低賃金及び業者間協定に基づく地域別最低賃金の2方式を廃止することと、審議会方式による最低賃金の決定要件の緩和などである⁶⁾。

1968年の最低賃金法の改正に対して労使が反論を行ったため、1970年に答申が出された。この答申では、産業や職業に関わりなく地域内の全ての労働者に包括的に適用される地域別最低賃金の設定を産業別・職業別最低賃金と並行して行うことが明らかにされた。

さらに、1978年から毎年中央最低賃金審議会は、地方最低賃金審議会に対し、地域別最低賃金額の改定についての目安を提示することとなった。この目安制度では、47都道府県をAランク、Bランク、Cランク、Dランクの4つのランク⁷⁾に分けて目安額を提示することとされた。労働大臣から中央最低賃金審議会に対し、地域別最低賃金額改定の目安について諮問されると、同審議会に設けられる目安に関する小委員会に具体的な審議が付託される。小委員会は、『賃金改定状況調査』の調査結果や、春季賃上げ妥結状況の結果などの各種関係指標の動向について検討した上、労働大臣に対して答申を行うこととした。

その後も目安制度のあり方について議論が行われ、1995年に全員協議会報告としてまとめられた（中央最低賃金審議会[1995]）。報告では、①目安決定方式としては、パートの賃金水準とそのウェイトの変化、男女構成の変化、就労日数の増減などを反映した方式が望ましい、②ランク区分と表示方法、現行方式で全体としてみれば地域格差は徐々に縮小しているが、全国的整合性を欠く状況があるので、検討を続ける必要がある、③

⁶⁾ その他に、審議会の意見に関する異議の申出手続の設定、審議会方式による最低賃金の決定、改廃に関する関係労使の申出手続きの設定、審議会方式による最低賃金の調査審議における労使の意向反映手続きの拡充が定められた。

⁷⁾ 2011年以降使用されているランク区分は以下のとおりである。

Aランク：千葉、東京、神奈川、愛知、大阪

Bランク：茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島

Cランク：北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡

Dランク：青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2013年の目安額はAランクが4円、B・C・Dランクが1円であった。

表示単位は引き続き検討を行うのが適当である、④今後目安制度のあり方については概ね5年ごとに見直しを行うことが適当、とされた。

1995年以降についても目安制度のあり方については審議が行われている。2008年には改正最低賃金法が施行され、それまでの適用除外規定の見直しが行われ、減額特例許可規定が新設された。最低賃金の決定基準は労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力となっていたが、改正最低賃金法では、上記の3つの基準のほかに、地域別最低賃金については最低賃金を生活保護にかかる施策との整合性に配慮して決定することが明記された。最低賃金未満の賃金を支払っていた場合の罰則も、これまでの2万円から50万円に引き上げられた。さらに、「労働協約拡張方式」が廃止されることになった。

3 目安額の決定要因

本節では1981年から2010年までの目安額の決定要因について分析する。第2節で述べた通り、目安額は地方最低賃金審議会が最低賃金の水準を決定する際に参考とすることとなっており、目安額がどのような要因で決定されているかを知ることは重要である。なお、2002年、2004年、2009年は公益委員が具体的な目安額を答申に示していない。

3.1 目安額の決定要因についての仮説

地域別最低賃金の目安額の決定要因として、消費支出上昇率、賃金上昇率、通常の事業の賃金支払能力の代理指標として1人当たり製造業粗付加価値額上昇率、労働組合組織率を考慮する⁸⁾。さらに、最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合を示す影響率、最低賃金改正前に最低賃金額を下回っている労働者の割合を示す未満率を考慮するが（以降、影響率・未満率）、1998年以前のデータが得られなかったため、1999年以降の推定にのみ用いている。消費支出の上昇率が高いほど、賃金の上昇率が高いほど、また賃金支払い能力が高いほど、目安額は高くなるだろう。

マクロ経済の指標として有効求人倍率を考える。経済状況がよいほど目安額も高くなると考えられるため、有効求人倍率が高くなるほど目安額が高くなると考えられる。さらに、Cox and Oaxaca[1982]などと同様に労働組合組織率を考える。中央最低賃金審議会の労働者側委員には労働組合関係者が属している上に、多くの場合選出された労働組合関係者は最低賃金に直面していない。したがって、審議会において、労働組合を組織していない低賃金労働者の意向というより、労働者側委員の属する労働組合の意向を代表し最低賃金の引上げを求めるかもしれない。Hara and Kawaguchi[2008]では、労働組合員は非労働組合員に比べて高い賃金で働いていることが明らかにされており、橋木・浦川[2006]では労働

⁸⁾ 最低賃金法第9条では「通常の事業の賃金支払能力」と規定されているが、これは個々の企業の支払能力のことではなく、マクロ的な意味での通常の事業に期待できる賃金の負担能力のことと考えられている（賃金制度のあり方に関する研究会[2005]）。

組合員は最低賃金近辺で働いている確率が低いことが示されている。よって、労働組合組織率が高くなるほど目安額が高くなる可能性がある。

3.2 推定

以上より、推定されるモデルは以下の通りである。

$$meyasu_{it} = \alpha_0 + \alpha_1 wage_inc_{it} + \alpha_2 consumption_{it-1} + \alpha_3 val_add_{it-1} + \alpha_4 effect_{it} \\ + \alpha_5 less_mw_{it} + \alpha_6 job_a_{it-1} + \alpha_7 union_{it-1} + year\alpha_8 + rank_t + u_{it}$$

ここで、*meyasu*は目安額、*wage_inc*は賃金上昇率、*consumption*は消費支出上昇率、*val_add*は1人当たり製造業粗付加価値額上昇率、*effect*は最低賃金影響率、*less_mw*は最低賃金未満率、*union*は労働組合組織率、*job_a*は有効求人倍率、*year*は年ダミーベクトル、*rank*はランク固有の観察されない効果、*u*は誤差項である。iはランク、tは年を表している。

対象期間は1981年～2010年(影響率・未満率を含めた分析においては1997年～2010年)、対象地域はAランクからDランクまでの4地域である。消費支出上昇率、製造業粗付加価値額上昇率、労働組合組織率、有効求人倍率は都道府県別のデータであるため、人口、雇用者数などでウェイト付けした上でランク・年毎に平均値を求め、推定に用いている。賃金上昇率、影響率、未満率以外の説明変数は、t-1年のものを用いている。これは、目安額は公表されたデータをもとに審議されるため、t年の目安額の決定にはt-1年の統計を参考にすると考えられるからである。賃金上昇率、影響率、未満率については、目安額決定の年にデータが公表されるため、t年のものを用いている。

目安額について注意すべき点が3点ある。第1に、目安額は、2001年以前は日額、2001年は日額・時間額併記、2002年以降は時間額表示となっている。本論文では日額表示の最低賃金を8で割ることにより1時間あたりに計算し直して推定している⁹⁾。第2に、目安額が公表されていない2002年、2004年、2009年では、すべてのランクの目安額を0としていることである。第3に、2008年以降は最低賃金が生活保護基準を下回っている地域は目安額の代わりに最低賃金額と生活保護水準との乖離額が表示されているが、乖離額は審議により導かれたものではないため、本節では生活保護基準との乖離額は分析対象として扱わない。

消費支出として、『家計調査』から都道府県庁所在市別消費支出を用いる。対象となる世帯は総世帯のうち勤労者世帯である。『最低賃金決定要覧』など最低賃金に関する資料には『職員の給与に関する報告及び勧告』掲載の各県庁所在都市別18歳程度の一人世帯標準生計費が用いられているが、過去のデータが入手できなかったため、本論文では『家計調査』の消費支出を用いている。賃金についてはさまざまな統計があるが、『賃金改定状

⁹⁾ 日額・時間額をともに示している年の目安額を見ると、日額/8=時間額は成り立っていないことに留意する必要がある。

況調査』に掲載されているランク毎の賃金上昇率を用いる。これは、『賃金改定状況調査』がそもそも目安額決定のための資料であること、『賃金改定状況調査』の賃金上昇率が重視されていることが目安額の決定主体の発言からも見てとれるからである。例えば、賃金上昇率は、目安に関する小委員会で「今年を目安の審議では、賃金改定状況調査の第4表（第4表は賃金の上昇率の統計表、筆者注）を尊重することはやぶさかではない（中央最低賃金審議会[2001]）」との記載があったり、公益委員の見解として「賃金改定状況調査結果の『第4表 賃金の上昇率』が、パートタイム労働者比率の増加のため押し下げられていることをどのように勘案するかを巡り、労使の意見が分かれた。（中央最低賃金審議会[2004]）」との記載があったりする。影響率、未満率については『最低賃金に関する基礎調査』に年度・ランク別に示されている。ただし、影響率、未満率のデータについては1997年以降のみ得られるため、両変数を含めた推定は1997年～2010年となっている。労働組合組織率については、労働組合員数を雇用者数で割ったものを用いている。記述統計を表1に示している。データの出所は補論Aにまとめている。

推定結果が表2に示されている。列(1)、列(3)は年ダミーなし、列(2)、列(4)が年ダミーを含む推定結果となっており、列(1)、列(2)はPooled OLS、列(3)、列(4)は固定効果モデルを用いた推定結果となっている。列(1)～列(4)では、賃金上昇率、消費支出上昇率、1人当たり製造業粗付加価値額上昇率、有効求人倍率、労働組合組織率を説明変数としており、列(5)～列(8)では、列(1)～列(4)の説明変数に影響率、未満率を加えている。列(1)では、賃金上昇率が目安額に正の影響を与えていることが示されており、統計的にも5%水準で有意である。1人当たり製造業粗付加価値額上昇率は負の影響、有効求人倍率は正の影響を与えており、統計的にも有意である。その他の変数の係数は統計的に有意ではない。列(2)では、列(1)で用いた変数の他に、年ダミーを説明変数に加えている。推定結果を見ると、労働組合組織率以外の係数の絶対値が小さくなっており、標準誤差が大きくなっている。係数が小さくなり標準誤差が大きくなったことに伴い、列(1)で有意であった賃金上昇率、1人当たり製造業粗付加価値額上昇率賃金上昇率、有効求人倍率の係数が有意ではなくなった。労働組合組織率の係数は1.131と正で有意な結果となっている。列(3)では、観測されないランク固有の効果を考慮して固定効果モデルを用いて推定を行った。賃金上昇率の係数が正、1人当たり製造業粗付加価値額上昇率が負、有効求人倍率が正の影響を与えていることが示された。年ダミーを加えた列(4)では、賃金上昇率、1人当たり製造業粗付加価値額上昇率の係数が有意ではなくなっている。有効求人倍率の係数は3.346で5%水準では有意ではないが、10%水準では有意である。また、労働組合組織率の係数については有意ではない。

影響率及び未満率の影響を見るために、列(5)～列(8)の結果を見てみよう。列(5)を見ると、賃金上昇率の係数が正かつ有意となっている。消費支出上昇率の係数は正となっているが有意ではない。1人当たり製造業粗付加価値額上昇率の係数は負かつ有意、有効求人倍率の係数は正かつ有意となっている。労働組合組織率の係数は仮説とは異なり負と

なっているが、有意ではない。影響率の係数は負かつ有意となっており、影響率が高くなると目安額が低くなることが示された。未満率の係数は有意ではない。説明変数に年ダミーを含めた結果が列(6)に示されている。列(5)の結果と比較すると列(6)での係数の大きさが小さく、標準誤差が大きくなる傾向にある。その結果、有効求人倍率の係数以外のすべての変数が有意ではなくなっている。有効求人倍率の係数は 5.158 と正かつ有意となっている。各ランクの観測されない効果を考慮して固定効果モデルで推定した列(7)では、賃金上昇率、消費支出上昇率の係数が正かつ有意となっている。1人当たり製造業粗付加価値額上昇率の係数は負かつ有意である。有効求人倍率の係数は有意ではなく、労働組合組織率の係数が負かつ有意となっている。影響率及び未満率の係数は有意ではない。年ダミーを推定式に含めた列(8)の結果を見ると、列(7)の結果と比較して係数の大きさが小さくなっており、有意な変数が減っている。賃金上昇率、消費支出上昇率、1人当たり製造業粗付加価値額上昇率の係数が有意ではない。有効求人倍率の係数は 5.578 と正かつ有意となっている。労働組合組織率、影響率、未満率の係数は有意ではない。

以上より、目安額の決定において、有効求人倍率が高くなると目安額が高くなることが示された。その他の賃金上昇率、消費支出上昇率、1人当たり製造業粗付加価値額上昇率、労働組合組織率、影響率、未満率は影響を与えないことが示された。ただし、OLS、固定効果モデルともに年ダミーを推定式に含めると有意な変数が減っている。これは、2001年以前は目安額の引き上げ率がすべてのランクで同じになるように目安額が決められており、さらに2003年は全てのランクで目安額が0円、2010年は全てのランクで目安額が10円となっているため、結果として目安額のランク間の変動が少ないことから、年ダミーで多くが説明されてしまうことが原因と考えられる¹⁰⁾。

4 引上げ額の決定要因についての分析

本節では引上げ額の決定要因の分析を行う。各都道府県の地方最低賃金審議会においては、中央最低賃金審議会が示す目安額をどの程度重視しているのだろうか。また、目安額以外にどのような要因に注目して最低賃金の引上げ額を決定しているのだろうか。

まず引上げ額と目安額の関係を図2に示した。図2を見ると、引き上げ額と目安額はおおむね一致しているが、多少のばらつきがあるようである。目安額を引上げ額に回帰させると、係数は0.983であり、帰無仮説を係数=1としてF検定を行うと棄却される(F値=21.13、p値=0.000)。

4.1 仮説

地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会の示した目安額を考慮しながら各都道府県の最低賃金の引き上げ額を決定することになっているため、地方最低賃金審議会が中央最低賃金審議会の決定に従っている場合は、目安額の係数は1となる。地方最低賃金審議会が

¹⁰⁾ 年ダミーを目安額に回帰させると、R-squaredは0.99となる。

目安額をあまり参考にしていない場合は、目安額の係数は 1 以外の値をとるか、統計的に有意ではなくなる。また、2008 年より、最低賃金でフルタイムで働いた額が生活保護基準を下回る都道府県は生活保護基準と最低賃金で働いた額との乖離額を乖離の解消に必要な年数で割った額を引上げ額とすることとなったことから、乖離額を解消するために引上げ額を決定している都道府県では引上げ幅が大きくなっている。

標準生計費、賃金上昇率、通常の事業の支払能力を測る指標として、消費支出、男女別高卒初任給上昇率、女性パート賃金上昇率、1 人当たり製造業粗付加価値額上昇率を用いる。標準生計費については、『職員の給与に関する報告及び勧告』に 18 歳程度、1 人世帯の標準生計費の掲載があるが、過去のデータが手に入らないため、『家計調査』の消費支出を用いる。消費支出上昇率、賃金上昇率、1 人当たり製造業粗付加価値額上昇率が高くなれば引上げ額も高くなると考えられる。

引上げ額の決定には、地方の経済状況も影響すると考えられる。そこで、各都道府県の経済状況として、消費者物価指数上昇率、春季賃上げ妥結状況、有効求人倍率、県民所得増減率を説明変数に加える。春季賃上げ妥結状況とは、中小企業のうち春季賃上げ妥結を行った企業の割合である。消費者物価指数上昇率が高くなるほど、春季賃上げ妥結状況が良いほど、有効求人倍率が高いほど、1 人当たり県民所得増減率が高いほど当該都道府県の経済状況が良くなっていると考えられるため、引上げ額も高くなると考えられる。

中央最低賃金審議会と同様、地方最低賃金審議会の労働者側委員にも労働組合関係者が含まれている。したがって、目安額の場合と同様に労働組合組織率が高いと最低賃金の引上げ額が高くなると予想される。さらに、最低賃金制定に関して政党が意見書を提出していることを考慮し、県議会選挙における社会党（社民党）・共産党の得票率（以降、革新系の政党とする）を用いて政党の影響を分析する。革新系の政党は最低賃金の引き上げを主張しているため、革新系政党の得票率が高いと引き上げ額も高くなると考えられる。また、使用者側が審議会で雇用について言及していることを考慮して失業率を説明変数に加える。最後に説明変数で捉えられないマクロショックを捉えるために、年ダミーを加える。

4.2 推定結果

以上より、推定されるモデルは以下の通りである。引上げ額は都道府県別に決定されるため、分析は都道府県単位で行う。

$$\begin{aligned} hikiage_{jt} = & \beta_0 + \beta_1 meyasu_{jt} + \beta_2 chinage_{jt} + \beta_3 consumption_{jt-1} + wage_inc_{jt-1} \beta_4 \\ & + \beta_5 val_add_{jt-1} + \beta_6 union_{jt-1} + economics_{jt-1} \beta_7 + \beta_8 reform_{jt-1} \\ & + year \beta_9 + c_j + e_{jt} \end{aligned}$$

ここで、*hikiage* は引上げ額、*meyasu* は目安額、*chinage* は春季賃上げ妥結状況、*consumption* は消費支出上昇率、*wage_inc* は高卒女性初任給、高卒男性初任給、女性パー

ト賃金の賃金上昇率の変数ベクトル、*val_add* は 1 人当たり製造業粗付加価値額上昇率、*union* は労働組合組織率、*economics* は経済変数ベクトル（消費者物価指数上昇率、有効求人倍率、失業率）、*reform* は革新系政党の県議会選挙得票率、*year* は年ダミーベクトル、*c* は時間を通じて不変の観測されない都道府県の効果、*e* は誤差項である。*j* は都道府県、*t* は年を表している。被説明変数となる引上げ額は *t* 年の最低賃金額から *t-1* 年の最低賃金額を引いたものである。そのため、説明変数についても、引上げ幅である目安額、賃金や物価については上昇率を用いている。目安額以外の変数は *t-1* 年のデータが *t* 年に公表されるため、*t-1* 年のデータを用いる。本節では、都道府県の固有効果を考慮した固定効果モデルに注目する。

分析期間は 1981 年～2009 年、47 都道府県を対象としている¹¹⁾。失業率を含めた推定では失業率のデータが 1997 年以降しか得られないため、分析期間は 1998 年～2009 年となっている。引上げ額は *t* 年の最低賃金額から *t-1* 年の最低賃金額を引いたものを用いている。目安額については、2008 年の改正最低賃金法施行後は、生活保護との整合性を保つことが義務付けられたため、生活保護との乖離が認められる都道府県の目安額として、乖離額を乖離額の解消のために必要な年数（2 年または 3 年）で割ったものと当該ランクの目安額を比較して、大きい額のものを用いる。また、日額表示となっている目安額は第 3 節同様の計算で時間額表示に計算し直している。女性パート賃金上昇率については企業規模 10 人～99 人の 1 時間当たり所定内給与額を用いて計算している。消費者物価指数は各都道府県県庁所在地の変化率を用いている。春季賃上げ妥結状況については企業規模 300 人未満の中小企業のデータを用いている。データの出所は補論 A にまとめている。記述統計を表 3 に示している。引き上げ額の最小値は 0 円であり、最低賃金額の引き上げが行われていない年があることがわかる。

推定結果を表 4 に示している。列 (1) ～列 (4) に基本となる推定式の結果を示している。列 (1)、列 (3) は年ダミーなし、列 (2)、列 (4) は年ダミーを含めた推定式、列 (1) と列 (2) は Pooled OLS、列 (3)、列 (4) は毎年引上げ額を高く設定するなど観測されない時間を通じて不変の都道府県の特徴を考慮するために固定効果モデルで推定した結果を示している。列 (1) を見ると、目安額の係数は 0.977、有意となっている。目安額の係数が 1 であるという帰無仮説は棄却される。高卒女性初任給上昇率の係数が正かつ有意となっている。高卒男性初任給上昇率、女性パート賃金上昇率の係数は正であるが、有意ではない。消費支出上昇率、1 人当たり製造業粗付加価値額上昇率の係数は仮説と異なり負であるが統計的に有意ではない。春期賃上げ妥結状況の係数は負かつ有意となっている。消費者物価指数上昇率、1 人当たり県民所得増減率の係数は正かつ有意となっている。有効求人倍率の係数は有意ではない。労働組合組織率、革新系得票率の係数は有意ではない。列 (1) の説明変数に年ダミーを加えた結果を示した列 (2) では、目安額の係数は 0.893、

¹¹⁾ 中小企業の春季賃上げ妥結状況の公表が 2008 年までとなっているため、分析期間も 2009 年までとなっている。

統計的にも有意となっている。目安額の係数が 1 であるという帰無仮説は棄却される。その他の変数では、1 人あたり県民所得増減率の係数が仮説通り正かつ有意となっているが、それ以外の変数は有意ではない。

固定効果モデルで推定した結果を示した列 (3) では、目安額の係数が 0.966、統計的にも有意となっている。目安額の係数が 1 であるという帰無仮説は棄却される。春季賃上げ妥結状況の係数が負かつ有意、消費者物価指数上昇率、1 人あたり県民所得増減率、有効求人倍率の係数が正かつ有意となっている。年ダミーを加えた列 (4) では目安額の係数が 0.877 で有意となっている。目安額の係数が 1 であるという帰無仮説は棄却される。賃金上昇率の変数の係数については有意ではない。消費支出上昇率、1 人あたり製造業粗付加価値額上昇率の係数は仮説と異なり負となっているが、統計的には有意ではない。春期賃上げ妥結状況の係数は正であるが、有意ではない。消費者物価指数上昇率の係数は仮説と異なり負となっており、有意である。1 人あたり県民所得増減率、有効求人倍率、労働組合組織率、革新系得票率の係数は正であるが、有意ではない。

次に失業率を説明変数に加えた推定結果を見てみよう。失業率を含めた推定は分析期間が 1998 年～2009 年となっている。列 (5)、列 (6) は年ダミーなし、列 (7)、列 (8) は年ダミーを含めた推定結果、列 (5)、列 (6) は Pooled OLS、列 (7)、列 (8) は固定効果モデルを用いた推定結果を示している。列 (5) を見ると、目安額の係数は 0.951 となっており有意である。目安額の係数が 1 であるという帰無仮説は棄却される。賃金に関する係数は、高卒男性初任給上昇率が正かつ有意となっているが、高卒女性初任給上昇率、女性パート賃金上昇率の係数は有意ではない。消費支出上昇率、1 人あたり製造業粗付加価値額上昇率の係数については有意ではない。春季賃上げ妥結状況の係数は正となっているが、有意ではない。経済変数については、1 人あたり県民所得増減率、有効求人倍率は正かつ有意となっている。消費者物価指数上昇率の係数は有意ではない。労働組合組織率、革新系得票率については有意ではない。失業率の係数の符号は正であるが、有意ではない。列 (6) を見ると、目安額の係数は 0.876 と有意となっている。目安額の係数が 1 であるという帰無仮説は棄却される。目安額の係数が 1 であるという帰無仮説は棄却される。賃金に関する係数を見ると、女性パート賃金上昇率の係数が正かつ有意となっている。高卒男性初任給上昇率、高卒女性初任給上昇率の係数は有意ではない。消費支出上昇率、1 人あたり製造業粗付加価値額上昇率、春期賃上げ妥結状況の係数については有意ではない。経済変数については、消費者物価指数上昇率の係数が負かつ有意、有効求人倍率の係数が正かつ有意となっている。1 人あたり県民所得増減率の係数は有意ではない。労働組合組織率、革新系得票率、失業率の係数の符号は有意ではない。

固定効果をコントロールした列 (7) を見ると、目安額の係数は 0.905、有意となっている。目安額の係数が 1 であるという帰無仮説は棄却される。賃金に関する係数は正となっているが、有意ではない。消費支出上昇率、1 人あたり製造業粗付加価値額上昇率の係数については有意ではない。春季賃上げ妥結状況の係数が負かつ有意となっている。経済変数

を見ると、1人当たり県民所得増減率の係数が正かつ有意となっている。その他の変数は有意ではない。労働組合組織率の係数は正かつ有意となっている。革新系得票率の係数は有意ではない。失業率の係数は負かつ有意である。年ダミーを加えた列(8)を見ると、目安額の係数は0.834、有意となっている。目安額の係数が1であるという帰無仮説は棄却される。賃金に関する変数を見ると、高卒女性初任給上昇率、女性パート賃金上昇率の係数が仮説通り正かつ有意となっている。高卒男性初任給上昇率の係数の符号は負であるが有意ではない。消費支出上昇率、1人当たり製造業粗付加価値額上昇率、春期賃上げ妥結状況の係数は有意ではない。消費者物価指数上昇率の係数は仮説とは異なり負かつ有意である。1人当たり県民所得増減率、有効求人倍率、労働組合組織率、革新系得票率の係数は有意ではない。失業率の係数は負かつ有意となっている。よって、失業率が高くなると、引き上げ額が低くなることが示された。

以上より、引き上げ額の決定には目安額が影響を与えていることが示された。目安額の係数が1であるという帰無仮説は棄却されたが、係数の大きさが0.8前後で統計的にも有意であり、目安額と引き上げ額は大きく異なることが明らかになった。引き上げ額を決定する際に参考にするとされている都道府県別の消費支出、1人当たり製造業粗付加価値額上昇率、賃金上昇率に関する変数はほとんど引き上げ額に影響を与えていないことが示された。引き上げ額は主に目安額を参考にしていることが推察され、最低賃金法に記載されている労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力に関する統計はあまり参考にされていないのかもしれない。労働組合組織率についても引き上げ額に影響を与えないことが示唆された。これは、目安額の推定結果の場合と同様に、労働者側委員の意見が必ずしも取り上げられているわけではないことを示していると言えよう。また、革新系得票率の係数が有意ではなかったことから、最低賃金の引き上げ額が政治的な影響を受けているとは言えないことが明らかになった。失業率の係数は引き上げ額に負の影響を与えていることが示されたことから、雇用状況も引き上げ額に影響を与えていることが明らかになった。ただし、失業率を含めた分析は1998年以降であることに留意が必要である。

5 生活保護基準の決まり方

5.1 生活保護基準の変遷

2008年の最低賃金法の改正により、地域別最低賃金の水準について「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」とされたことから、近年最低賃金の水準に生活保護基準が大きな影響を与えている。そこで、生活保護基準、中でも生活保護受給者の日常生活から生じる需要を満たす生活扶助基準について概観する。

生活保護制度とは、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施するものであり、最低生活を保障することを目的としている。生活保護制度を受給するためには、資産、能力などあらゆるものを活用しなければならない

い。具体的には、不動産、自動車、預貯金等の資産、稼働能力の活用、年金・手当等の社会保障給付、扶養義務者からの扶養が優先され、これらを活用してもなお生活が困窮している場合に資力調査を経て保護受給に至る。支給される保護費は、最低生活費から就労による収入や生活保護以外の社会保障給付などを差し引いた額となっている¹²⁾。また、生活保護制度は保護の実施だけではなく、自立の助長も目指している。自立の助長に際しては、ケースワーカーが世帯の実態に応じて年数回の訪問調査を行ったり、就労の可能性のある者への就労指導を行ったりしている。

本論文では保護受給者の日常生活の需要を満たすための扶助である生活扶助基準に注目する。生活扶助は、地域毎に設定されている。現行の制度では3つの級地を2つに分け、1級地の1から3級地の2まで6つに分けており、各市町村を6つの級地に割り当てている¹³⁾。生活扶助水準は1級地の1がもっとも高くなっている。生活扶助は、主に食費、衣類費など個人単位の消費に相当する第1類費と光熱費・家具家事用品等世帯規模で決まる第2類費の2つからなっている。第2類費には、11月から3月まで支給される地区別冬期加算が含まれている。第1類費については年齢別の栄養所要量を参考として指数で展開、第2類費については、一般世帯における世帯人員別の消費支出を参考として指数で展開している。地区別冬期加算は、夏季と冬季における日常生活需要の差を考慮している。居住地による差も考慮し、都道府県を6つの地区に分け、地区・世帯人員ごとに設定している。また、歳末・年始の特別需要に対応するものとして導入されている期末一時扶助費も日常生活の需要に対応するものとして生活扶助の一つとなっている。

現行の生活扶助基準の決定方式である水準均衡方式は1984年から採用された。水準均衡方式は、1983年12月の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえた上で、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式である。生活扶助基準の改定は『全国消費実態調査』を参考とすることになっているが、2005年以降生活扶助基準の変更は行われていない。生活扶助基準改定の際に用いる世帯としては、33歳夫、29歳妻、4歳子どもからなる標準世帯となっている。標準世帯の意味については、生活扶助基準の改定に際して生活扶助基準の基軸となる世帯として利用するもの、国民に生活保護の基準を分かりやすく説明する際にモデルとして利用するものという二つの役割を持っているが、実質的には前者の意味合いが強いとされている（生活扶助基準に関する検討会[2007]）。

近年の生活保護基準の決定について見てみよう¹⁴⁾。2013年1月に厚生労働省から生活扶

¹²⁾ 正確には、就労収入がある場合は、収入に応じた額が勤労控除として最大約3万円程度控除されるため、現実に消費可能な水準は最低生活費に控除額を加えた水準となる。

¹³⁾ 図2は、埼玉県の級地区分を地図上に表したものである。色が濃くなるほど、生活扶助水準が低くなる。なお、2級地の2は存在しない。南東の最も色が薄い1級地の1が、さいたま市（地図上では区ごとに分割されている）と川口市である。中心地である両市から遠くなるほど、生活扶助水準が低くなっていることがわかる。

¹⁴⁾ 以降の記述は厚生労働省[2013a、2013b]「平成25年度予算案の概要」、同「生活保護制度の見直し」

助基準の検証結果が報告された（社会保障審議会生活保護基準部会[2013]）。この検証では、2009年『全国消費実態調査』の個票データを用いた回帰分析で生活扶助相当消費支出が生活扶助基準とどの程度乖離しているかが示された。検証の結果、①第1類費では、12-19歳、20-40歳で生活扶助基準が消費支出を上回っており、世帯人員が増えるほど生活扶助基準と消費支出との乖離幅が大きくなり、生活扶助基準が消費支出を上回ること、②第2類費では、単身世帯で生活扶助基準が消費支出を上回っている他は、世帯人員が増えると消費支出が生活扶助基準を上回ること、③級地については、1級地の1から2級地の1までは生活扶助基準が消費支出を上回っているが、2級地の2から3級地の2までは消費支出が生活扶助基準を上回っていることが示された。世帯類型別に見ると、消費支出が現行の生活扶助基準を上回るのは、60歳以上単身者、60歳以上の夫婦2人の世帯のみで、夫婦と子ども（1人または2人）20-50代の単身者、母親と18歳未満の子ども1人の世帯では生活扶助基準が消費支出を上回っていることが明らかになった。この検証結果と、2008年以降の物価の下落傾向から、2013年度予算案では2013年8月から期末一時扶助費を含む生活扶助基準を段階的に引き下げることになった。減額率は世帯によって異なるが、引き上げ幅、引き下げ幅は最大でも10%となっている。例外として、60代単身世帯で生活扶助基準が引き上げられる見込みとなっている。

5.2 消費実態が都道府県別生活保護基準に与える影響

生活保護基準が消費実態をどの程度反映しているかを明らかにするために、物価、消費支出、年収第1・五分位が生活扶助基準に与える影響を分析する。生活扶助基準の第1類はマーケットバスケット方式に基づいているため、物価が高くなると生活扶助基準が高くなると考えられる。生活扶助基準の決定方式は消費支出や所得の分布に基づいているため、消費支出が高くなると生活扶助基準が高くなり、所得の第1・五分位の水準が高くなると生活扶助基準が高くなると考えられる。

以上より、推定されるモデルは以下の通りである。

$$\text{Log}(\text{seikatsu_hujo})_{jt} = \gamma_1 + \gamma_2 r_cpi_{jt-1} + \gamma_3 \log(\text{consumption}_{jt-1}) + \gamma_4 \log(\text{quintile}_{t-1}) + \varepsilon_{jt}$$

ここで、*seikatsu_hujo*は生活扶助基準、*r_cpi*は消費者物価地域差指数、*consumption*は消費支出、*quintile*は年収第1五分位、 ε は誤差項である。jは都道府県、tは年を表している。分析期間は1987年～2010年、47都道府県を対象としている。住宅扶助を加えた生活扶助のデータは2000年以降しか得られないため、分析期間は2000年～2010年となっている。t年の生活扶助基準はt-1年の消費実態を反映すると考えられるため、説明変数はt-1年のものを用いている。生活扶助基準は、『生活保護手帳』掲載の各級地の生活扶助基準を用いている。各級地の生活扶助基準を『住民基本台帳人口』からとった都道府県内の級地別人口

による。

の加重平均をとって都道府県単位に計算し直している。生活扶助基準の内訳は、1類費（1986～2004年は15～17歳¹⁶⁾、2005～10年は12-19歳）+2類費（単身、冬期加算含む）+期末一時扶助費である。また、生活扶助基準に住宅扶助実績値（住宅扶助費/生活保護受給世帯）を加えたものも分析に用いている¹⁷⁾。消費者物価地域差指数は、『消費者物価指数』から全国を100としたときの各都道府県庁所在地の物価を用いている。消費支出については、第4節で用いた『家計調査』のデータを使用している。年収第1・五分位の変数については、地域別のデータが得られないため、『家計調査』の全国の年収第1・五分位を用いている。データの出所は補論Aにまとめている。記述統計を表5に示している。消費支出と生活扶助基準を比べると、平均値は消費支出の方が高いが、消費支出の標準偏差は小さい。5年ごとの生活扶助基準の推移を図3に示している。図3からは、地域差が固定されていることが見て取れる¹⁸⁾。

推定結果を表6に示している。列(1)～列(3)に推定式の結果を示している。列(1)、列(2)は被説明変数が生活扶助基準、列(3)は被説明変数が生活扶助基準+住宅扶助実績、列(1)は年ダミーを含まない結果となっている。列(1)を見ると、消費者物価地域差指数の係数は正であり、1%水準で有意であり、消費者物価地域差指数が1ポイント高くなると生活扶助基準も1.5%高くなる。消費支出については、係数の符号は正であるが、標準誤差が大きく、統計的には有意ではない。年収第1・五分位の係数は正であり、1%水準で有意である。年ダミーを含めた列(2)の結果を見ると、消費者物価地域差指数の係数の符号は正で、統計的にも1%水準で有意であり、消費者物価地域差指数が1ポイント高くなると生活扶助基準も1.4%高くなる。消費支出の係数については符号がマイナスとなっており、仮説と異なる結果となっているが、統計的には有意ではない。年収第1・五分位の係数については、係数が0.008と小さくなっており統計的に有意ではない。列(1)と列(2)の結果を比べると、消費者物価地域差指数の係数はあまり変わらない。消費支出の係数の符号は年ダミーを含めない場合に正、含めたときに負と年ダミーの有無で結果が異なっているが、いずれも統計的に有意ではない。年収第1・五分位の係数については、列(1)、列(2)の結果ともに正であるが、列(1)の係数の大きさが0.828、列(2)の係数の大きさが0.008と年ダミーを含めた結果の方が小さくなっている。R-squaredを見ると、列(1)では0.53であるのに対し、列(2)では0.84となっている。図2のグラフに示されていたように、年ダミーでかなりの部分が説明されていると考えられる。

以上より、生活扶助基準は地域間の物価の違いを反映しているという仮説が支持され、都道府県別消費支出及び年収第1・五分位については、生活扶助基準に反映されているとい

¹⁶⁾ 1986年は男女別に分かれており、男性の値を用いる。

¹⁷⁾ 住宅扶助は、市町村ごとに定められることとなっているが、各市町村の住宅扶助の水準が不明なため、実績値を用いる。

¹⁸⁾ 図2に表示した年以外でも、地域差は固定されている。また、1999年から2002年、2005年から2010年までは生活扶助基準の改定が行われていないため、この期間は年ごとの変動がほとんどない。

う仮説は支持されなかった。これは、都道府県別生活扶助基準が都道府県内の級地構成を反映している可能性がある。消費支出については、第5-1節で述べた通り地域別の消費支出を反映しているというよりも低所得層の消費支出を反映しているのかもしれない。年収第1・五分位のデータは地域別データではないため、年ダミーを含めると変動を年ダミーに吸収されたのかもしれない。

最低賃金との比較に用いられる生活扶助基準+住宅扶助実績値を被説明変数とした結果を列(3)に示している。消費者物価地域差指数の係数は正かつ有意となっており、消費者物価地域差指数が1ポイント上がると2.5%生活扶助基準+住宅扶助実績値が高くなることが示された。消費支出の符号は仮説と異なり負であるが有意ではない。年収第1・五分位は符号が負となっており、統計的にも1%水準で有意である。年収第1・五分位が高くなると生活扶助基準+住宅扶助実績値が低くなることが示された。これは列(2)の結果と異なるが、被説明変数に住宅扶助の額ではなく住宅扶助実績値を用いていることが原因と考えられる。住宅扶助実績値は、住宅扶助にかかった費用を生活保護受給世帯の数で割っているため、実際に住宅扶助を受給していない世帯の割合が高いと住宅扶助実績値が低めに計算される。生活扶助基準の上昇幅より住宅扶助実績値の減少幅が大きいと、年収第1・五分位が高くなっても生活扶助実績値+住宅扶助実績値は減少するのかもしれない。

6 ディスカッション及び政策的インプリケーション

これまでの分析を政策に活かすとするとどのようなことが考えられるだろうか。最低賃金の分析では、地域別最低賃金はほぼ目安額通りに決められていることが明らかになった。目安額通りに引上げ額を決めるのであれば、地方最低賃金審議会の役割が問われることになる。中央最低賃金審議会より地方最低賃金審議会は当該都道府県の情報をより多く持っているため、地方最低賃金審議会がよりその都道府県の経済状況を反映した最低賃金を設定すべきだろう¹⁹⁾。地方最低賃金審議会がほぼ目安額通りに最低賃金の引上げ額を決定しているならば、より中央最低賃金審議会の役割を強化することも考えられるが、その場合はランクが4つであることが妥当か否かの検討が必要となろう。ランクの振り分けについては、これまで統計に基づいて機械的に行われてきたが、4つのランクへ各都道府県を振り分けること自体については、ほとんど検討されていない。

生活扶助基準は、物価の地域差をわずかに反映しているものの、消費支出や年収第1・五分位を反映しているとは言えないことから、経済の実態とは乖離している可能性が考えられる。社会保障審議会生活保護基準部会[2013]でも生活扶助相当消費支出と生活扶助基準が乖離していることが示されており、本論文での結果が支持されている。したがって、2013年度予算案で示された生活扶助基準の変更は、検証の結果を踏まえたものであり、ある程度妥当であると言えるだろう。さらに、2007年、2011年に厚生労働省が行った検証をでも、

¹⁹⁾ 各都道府県が統計に基づいて検討し、目安額に近い額の引上げが望ましいという結果が得られた可能性も十分ある。

世帯人数が多いほど生活扶助基準が消費支出を上回るものであることが示されている。今回の生活扶助基準の改定は妥当であると言えるが、生活保護基準は、最低賃金の水準や住民税非課税など重要な施策の基準の一つとなっていることから、今後も生活扶助基準の変更には慎重かつ厳正な対応が望まれる（玉田[2013]）。

7 まとめ

本論文では、最低賃金制度の歴史を概観し、最低賃金の目安額、引き上げ額の決定要因についての分析を行い、生活扶助基準が消費実態をどの程度反映しているのかについての分析を行った。分析の結果、有効求人倍率が高くなると目安額が高くなることが示されており、景気が良くなると目安額も高くなることが分かった。目安額は年ダミーでほとんど説明されており、目安額決定に際しての参考資料とされている『賃金改定状況調査』に示された賃金上昇率は目安額に影響を与えているとは言えないことが示された。その他の経済状況を示す変数も目安額に影響を与えていない。また、引き上げ額については、目安額におおむね従っていることが示された。中央最低賃金審議会が示す目安額は参考資料であり、地方最低賃金審議会に対して強制力を持っていないが、目安額が大きな役割を果たしていることが分かった。また、最低賃金の水準を決定する際に考慮することになっている、標準生計費を示す消費支出額、賃金上昇率、通常の事業の支払い能力に関する変数は引き上げ額に影響を与えないことが示された。一方で、失業率が引き上げ額に負の影響を与えていることが明らかになった。よって経済状況が良いと引き上げ額が高くなるのかもしれない。地域別最低賃金は地方最低賃金審議会が決定しているが、地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会よりそれぞれの地方の経済状況についての情報を把握しているため、地方最低賃金審議会は目安額を参考としつつも、これまでより地方の状況を反映した引上げ額を決定すべきであろう。

生活扶助基準については、消費者物価地域差指数が高くなると都道府県単位で再計算された生活扶助基準が高くなることが示された。ただし、消費者物価地域差指数の変動をそのまま反映しているわけではない。消費支出や年収第1・五分位が影響を与えているという仮説は支持されなかった。この結果は社会保障審議会生活保護基準部会[2013]で検討された年齢や世帯人員、級地により生活扶助基準と消費支出との乖離が見られるという結果を支持しており、2013年度予算案で生活扶助基準が引き下げられることになったことは妥当と言えるだろう。

参考文献

- 小粥義郎[1987]『最低賃金制の新たな展開』日本労働協会
- 小越洋之助[1987]『日本最低賃金制史研究』梓出版社
- 厚生労働省[2013a]『平成25年度予算案の概要』
- 厚生労働省[2013b]『生活保護制度の見直し』

- 駒村康平[2011]「生活扶助基準の設計について 標準世帯と世帯規模の考慮を中心に」
第6回社会保障審議会生活保護基準部会、厚生労働省
- 最低賃金制度に関する研究会[2005]「最低賃金制度に関する研究会報告書」厚生労働省 2005年3月31日
- 社会保障審議会生活保護基準部会[2013]「生活保護基準部会報告書」厚生労働省
- 生活扶助基準に関する検討会[2007]『生活扶助基準に関する検討会報告書』
- 橘木俊詔・浦川邦夫[2006]『日本の貧困研究』東京大学出版会
- 玉田桂子[2009]「最低賃金はどのように決まっているのか」『日本労働研究雑誌』pp.16-28
- 玉田桂子[2013]「生活保護基準の批判的検討」『格差問題を越えて～格差感・教育・生活保護を考える～』21世紀政策研究所 forthcoming
- 中央最低賃金審議会[1995]「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」厚生労働省
- 中央最低賃金審議会[2001]「平成13年度第2回目安に関する小委員会議事要旨」厚生労働省
- 中央最低賃金審議会[2004]「平成16年度地域別最低賃金額の目安について（答申）」厚生労働省
- 中村智一郎[2000]『日本の最低賃金制と社会保障』白桃書房
- 山田篤裕、四方理人、田中聡一郎、駒村康平[2010]「貧困基準の重なり—OECD 相対的貧困基準と生活保護基準の重なりと等価尺度の問題—」『貧困研究』第4巻, pp. 55-66
- Besley, Timothy and Anne Case [1995] “Does Electoral Accountability Affect Economic Policy Choices? Evidence from Gubernatorial Term Limits,” *Quarterly Journal of Economics*, 110(3), pp. 769-798.
- Blais, Andre, Jean-Michel Cousineau, and Kenneth McRoberts [1989] “The Determinants of minimum wage rates,” *Public Choice*, 62, pp. 15-24.
- Cox, James and Ronald Oaxaca [1982] “The Political Economy of Minimum Wage Legislation,” *Economic Inquiry*, 20(4), pp. 535-555.
- Dickson, Vaughan and Tony Myatt [2002] “The Determinants of Provincial Minimum Wages in Canada,” *Journal of Labor Research*, 23(1), pp. 57-67.
- Green, David and Kathryn Harrison [2006] “Racing to the Middle: Minimum Wage Setting and Standards of Fairness,” Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=898695> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.898695>.
- Hara, Hiromi and Daiji Kawaguchi [2008] “The Union Wage Effect in Japan,” *Industrial Relations: A Journal of Economy and Society*, 47(4), pp. 569-590.
- Neumark, David and William Wascher [2008] *Minimum Wages*, MIT press.

Sobel, Russell [1999] “Theory and Evidence on the Political Economy of the Minimum Wage,” *Journal of Political Economy*, 107(4), pp.761-785.

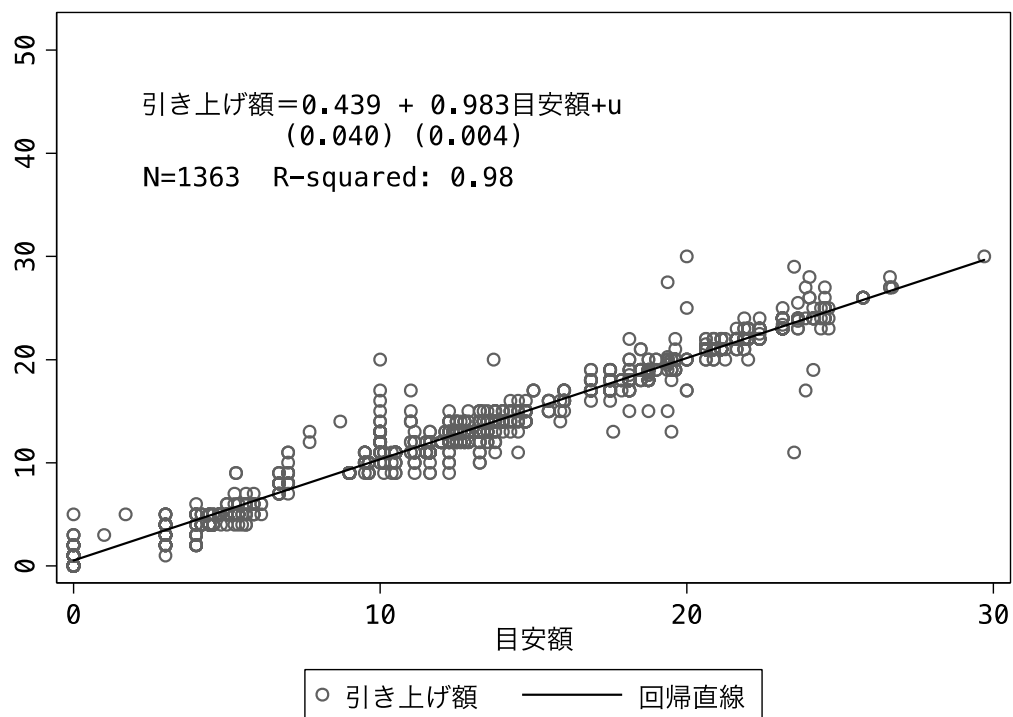
Tamada, Keiko [2011]” Analysis of the Determination of Minimum Wages in Japan,” *Japan Labor review*, 8(2), pp.24-41.

Waltman, Jerold and Sarah Pittman [2002] “The Determinants of State Minimum Wage Rates: A Public Policy Approach,” *Journal of Labor Research*, 13(1), pp. 51-56.

補論 A データの出所

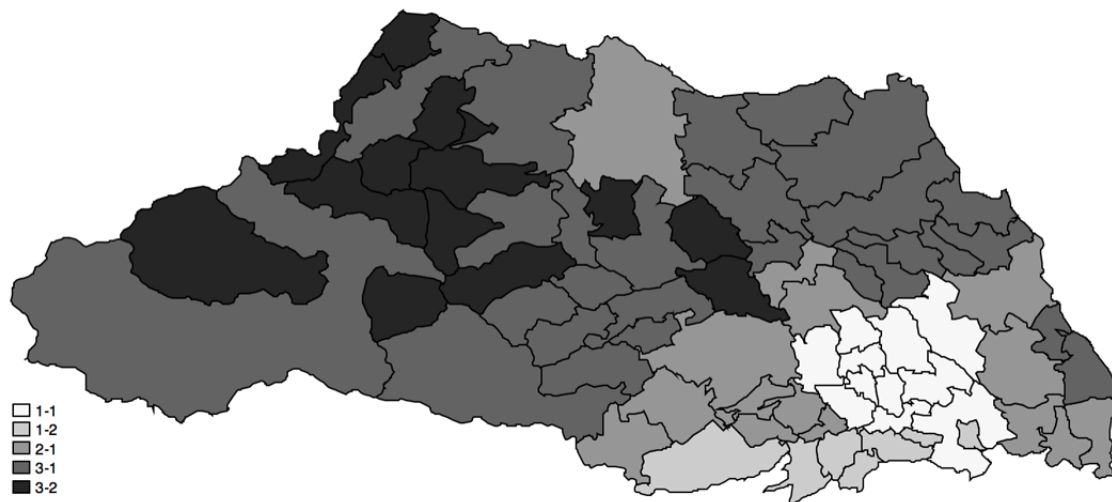
本論文で用いたデータの出所を表 A1 に示している。

図1 引き上げ額と目安額



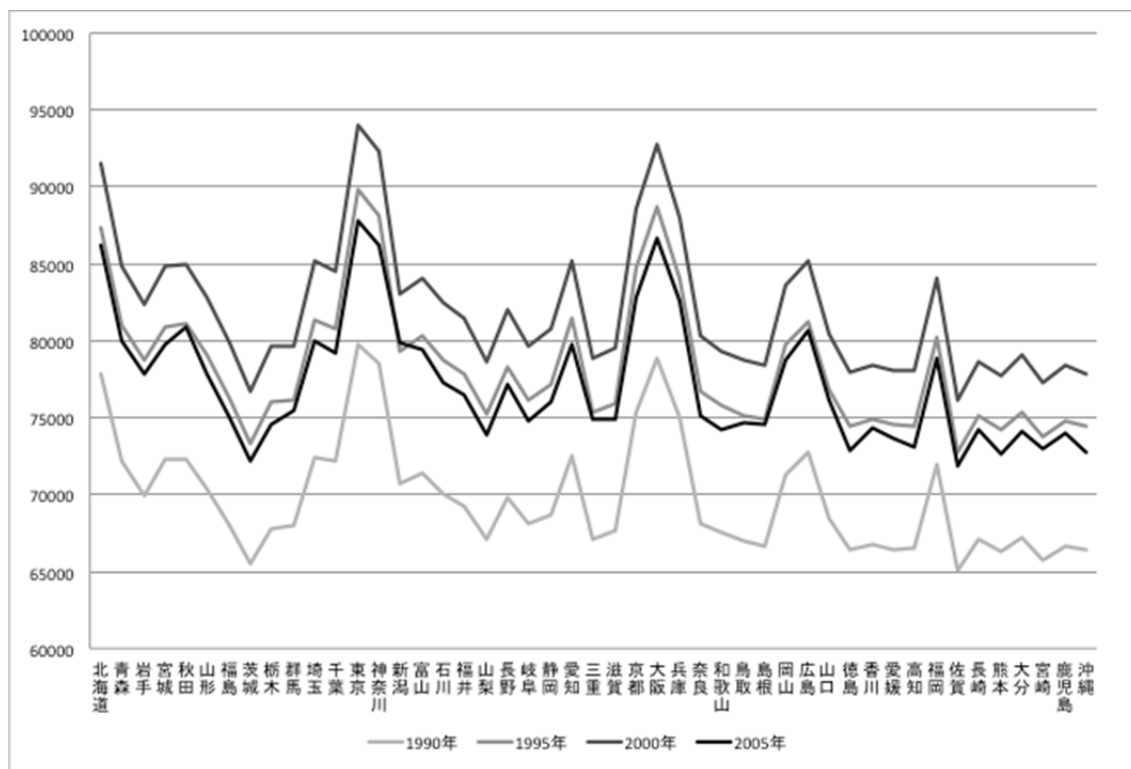
出所：『最低賃金決定要覧』各年

図2 市区町村別級地（埼玉県）



出所：『生活保護手帳』、『全国市区町村界データ（ERSI ジャパン株式会社）』

図3 都道府県別生活扶助基準（1990、1995、2000、2005年）



出所：『生活保護手帳』、『住民基本台帳人口』各年

表1 記述統計: 目安額(ランク別×年)	平均	標準偏差	最小値	最大値
目安額(時間額)	11.892	7.480	0	26.625
賃金上昇率	2.270	1.936	-0.300	7.800
消費支出上昇率	0.010	0.041	-0.167	0.076
1人当たり製造業粗付加価値額上昇率	0.024	0.055	-0.177	0.153
有効求人倍率	0.804	0.327	0.325	1.808
労働組合組織率	5.176	0.640	3.707	6.335
影響率	2.130	0.692	1	3.700
未満率	1.573	0.560	0.600	3
観測数:124、影響率・未満率(56)				

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	OLS	OLS	FE	FE	OLS	OLS	FE	FE
賃金上昇率	3.355** (0.143)	0.593 (0.455)	3.546** (0.026)	-0.341 (0.546)	5.522** (0.850)	0.365 (2.208)	6.469** (0.714)	0.303 (1.723)
消費支出上昇率	9.240 (3.680)	1.675 (5.343)	12.097 (5.252)	3.667 (4.866)	19.317 (7.366)	6.308 (9.046)	24.946* (7.639)	14.225 (14.591)
1人当たり製造業粗付加価値額上昇率	-24.686** (2.631)	-2.579 (8.614)	-24.656** (2.591)	-3.333 (8.773)	-51.476** (6.808)	-5.903 (12.258)	-50.895** (8.264)	-10.043 (12.562)
有効求人倍率	6.242** (0.847)	2.601 (1.180)	5.774** (0.444)	3.346 (1.112)	8.151** (1.080)	5.158* (1.194)	4.748 (2.086)	5.578* (1.053)
労働組合組織率	-0.402 (0.421)	1.131* (0.286)	-1.414 (0.734)	-0.691 (0.349)	-1.597 (0.536)	0.244 (0.427)	-6.583** (1.000)	-2.627 (2.351)
影響率					-2.699* (0.613)	-0.572 (0.384)	-2.529 (0.840)	-0.506 (0.276)
未満率					2.577 (1.109)	0.379 (0.264)	3.161 (1.083)	0.773 (0.292)
定数項	1.840 (2.405)	9.954 (4.379)	6.992 (3.880)	27.026* (5.643)	6.608 (3.728)	8.589 (4.999)	31.060* (6.062)	22.146 (11.902)
年ダミー	No	Yes	No	Yes	No	Yes	No	Yes
R-squared	0.877	0.985	0.884	0.987	0.711	0.946	0.753	0.949

観測数:124(列(1)-列(4))、56(列(5)-列(8))
括弧内はランク内相関について頑健な標準誤差。
**は1%水準で有意、*は5%水準で有意であることを示している。

表3 記述統計:引き上げ額(都道府県×年)				
	平均	標準偏差	最小値	最大値
引き上げ額	11.544	7.121	0	30
目安額	11.302	7.171	0	29.700
春季賃上げ妥結状況	3.416	1.941	0.740	8.540
高卒女性初任給上昇率	0.045	0.049	-0.203	0.349
高卒男性初任給上昇率	0.045	0.049	-0.154	0.209
女性パート賃金上昇率	0.057	0.069	-0.203	0.475
消費支出上昇率	0.013	0.073	-0.280	0.371
消費者物価指数上昇率	1.216	1.899	-2.200	10.100
1人当たり製造業粗付加価値額上昇率	0.065	0.099	-0.327	0.793
製造・建設業労働者割合	-0.010	0.060	-0.329	0.511
労働組合組織率	5.068	0.846	2.481	8.451
1人当たり県民所得増減率	2.591	3.706	-8.239	16.885
有効求人倍率	0.810	0.426	0.140	2.680
革新系得票率	16.088	7.976	1.600	38.400
失業率	4.152	1.122	1.700	8.400
観測数:1363 失業率(564)				

表4 引き上げ額の決定に関する推定結果

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	OLS	OLS	FE	FE	OLS	OLS	FE	FE
目安額	0.977** (0.022)	0.893** (0.097)	0.966** (0.025)	0.877** (0.110)	0.951** (0.057)	0.876** (0.104)	0.905** (0.058)	0.834** (0.104)
高卒女性初任給上昇率	2.132* (1.004)	1.424 (0.827)	1.975 (1.031)	1.504 (0.796)	2.174 (1.602)	1.784 (1.001)	2.561 (1.506)	2.398* (0.989)
高卒男性初任給上昇率	1.266 (0.693)	-0.355 (0.562)	1.232 (0.712)	-0.210 (0.572)	2.760* (1.233)	0.095 (0.796)	2.260 (1.129)	-0.220 (0.725)
女性パート賃金上昇率	0.419 (0.463)	0.391 (0.397)	0.154 (0.431)	0.262 (0.382)	1.491 (1.009)	1.720* (0.798)	1.035 (0.847)	1.624* (0.735)
消費支出上昇率	-0.586 (0.584)	-0.467 (0.396)	-0.551 (0.600)	-0.465 (0.400)	-0.454 (1.062)	-0.505 (0.526)	-0.503 (0.990)	-0.455 (0.495)
1人当たり製造業粗付加価値額上昇率	-0.957 (0.500)	-0.181 (0.466)	-0.892 (0.510)	-0.111 (0.438)	-1.886 (1.016)	0.086 (0.828)	-1.667 (0.960)	0.161 (0.782)
春季賃上げ妥結状況	-0.237* (0.089)	0.102 (0.123)	-0.223** (0.083)	0.042 (0.156)	-0.550 (0.433)	0.909 (0.564)	-1.010* (0.444)	0.642 (0.493)
消費者物価指数上昇率	0.145** (0.031)	-0.087 (0.052)	0.149** (0.028)	-0.116* (0.056)	0.080 (0.138)	-0.253* (0.111)	0.036 (0.146)	-0.253* (0.107)
1人当たり県民所得増減率	0.049** (0.011)	0.024* (0.011)	0.046** (0.014)	0.020 (0.010)	0.120** (0.023)	0.051 (0.032)	0.098** (0.024)	0.026 (0.031)
有効求人倍率	0.191 (0.155)	0.131 (0.172)	0.500* (0.219)	0.349 (0.201)	1.176* (0.490)	0.888* (0.411)	1.468 (0.745)	1.022 (0.551)
労働組合組織率	0.023 (0.040)	0.066 (0.056)	0.054 (0.065)	0.145 (0.095)	0.025 (0.074)	-0.007 (0.075)	0.290* (0.130)	0.172 (0.119)
革新系得票率	-0.004 (0.008)	0.004 (0.008)	-0.005 (0.017)	0.021 (0.014)	0.023 (0.015)	0.025 (0.014)	0.014 (0.020)	0.030 (0.029)
失業率					0.073 (0.068)	0.018 (0.072)	-0.625** (0.189)	-0.617** (0.198)
定数項	0.677* (0.286)	1.585 (1.210)	0.364 (0.381)	1.567 (2.394)	0.054 (0.699)	-1.971* (0.892)	2.544 (1.348)	0.151 (1.343)
年ダミー	No	Yes	No	Yes	No	Yes	No	Yes
R-squared	0.980	0.984	0.981	0.985	0.942	0.956	0.948	0.961

観測数:1363(列(1)–列(4)、564(列(5)–列(8)))

括弧内は都道府県内相関について頑健な標準誤差。

**は1%水準で有意、*は5%水準で有意であることを示している。

表4 記述統計(生活扶助基準)

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
生活扶助基準	76816.480	6498.264	60985.270	93967.470
生活扶助基準+住宅扶助実績値	95788.740	8735.563	83851.690	124105.300
消費支出	12.684	0.122	12.198	13.007
消費者物価地域差指数	101.238	2.843	95	112.400
年収第1・五分位	12.149	0.051	12.039	12.227

観測数は1128。生活扶助基準+住宅扶助実績値のみ517。

表5 消費実態が生活扶助基準に与える影響

	(1)	(2)	(3)
被説明変数	log(生活扶助基準)		log(生活扶助基準 +住宅扶助実績 値)
モデル	OLS		
消費者物価地域差指数	0.015** ┆(0.001)	0.014** ┆(0.001)	0.025** ┆(0.003)
log(消費支出)	0.034 ┆(0.029)	-0.011 ┆(0.034)	-0.053 ┆(0.054)
log(年収第1・五分位)	0.828** ┆(0.034)	0.008 ┆(0.036)	-0.283** ┆(0.071)
定数項	-0.805** ┆(0.225)	9.888** ┆(0.475)	13.063** ┆(0.882)
年ダミー	No	Yes	Yes
観測数	┆ 1,128	┆ 1,128	┆ 517
R-squared	┆ 0.530	┆ 0.836	┆ 0.616

括弧内は都道府県内相関について頑健な標準誤差。

** は1%水準で有意、*は5%水準で有意であることを示している。

表 A1 データ出所

最低賃金の決定	
目安額(時間額)	『最低賃金決定要覧』
最低賃金引き上げ額	『最低賃金決定要覧』
賃金上昇率	『賃金改定状況調査』
消費支出	『家計調査』
製造業粗付加価値額	『工業統計表』
有効求人倍率	『職業安定業務統計』
労働組合組織率	『労働組合基礎調査』
影響率	『最低賃金に関する基礎調査』
未満率	『最低賃金に関する基礎調査』
春季賃上げ妥結状況	労働省労働局労働組合課厚生労働省労使関係担当参事官室
高卒女性初任給上昇率	『賃金構造基本統計調査』
高卒男性初任給上昇率	『賃金構造基本統計調査』
女性パート賃金上昇率	『賃金構造基本統計調査』
消費者物価指数上昇率	『消費者物価指数』
製造・建設業労働者割合	『賃金構造基本統計調査』
一人当たり県民所得上昇率	『県民経済計算』
革新系得票率	『地方選挙結果調』
失業率	『労働力調査』
生活保護基準	
生活保護基準	『生活保護手帳』
消費支出	『家計調査』
消費者物価地域差指数	『消費者物価指数』
年収所得第1・五分位	『家計調査』